

<p>生活交通確保維持改善計画の名称</p>
<p>令和2年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画</p>
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>岩内町には鉄道交通がなく、町外への公共交通手段としては、主として路線バスがその役割を担っている。町の中心部に位置する岩内バスターミナルを起終点とし、札幌市、小樽市、寿都町、神恵内村、倶知安町まで運行しており、幹線交通については一定の交通サービスを充足しているが、町内移動や幹線交通に接続するためのフィーダー交通が不足している状況にある。</p> <p>このため、平成28年10月より町内を循環する「岩内町コミュニティバス」の運行を開始し、高齢者や障がい者等の交通弱者の通院や買い物などの町内移動、幹線交通に接続するフィーダー機能の役割を担っている。</p> <p>しかしながら、コミュニティバスが循環していない地域や、北海道中央バス(株)が運行していた「岩内円山線」の廃止によって拡大した交通空白地域が存在しており、幹線交通、コミュニティバス、乗合タクシーによる地域公共交通網の確保・維持や、新たな交通体系の導入の検討が必要である。</p> <p>住民ニーズに合った交通サービスの提供と地域公共交通の利用拡大を行うことで、住民がより安全で安心な暮らしを実現するための持続可能な地域公共交通の確保・維持・改善が今後も必要である。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>通院や買い物など生活面での利便性を確保するとともに、商店街などと連携し、地域の活性化に資する持続可能な地域公共交通を確保する。</p> <p>また、広報活動やバスを利用しやすい環境の整備を継続して行い、利用者の増加を図るとともに、誰もが安心して利用できるよう努める。</p> <p>◆コミュニティバスの年間利用者数          [目標] 40,000人/年 (H29.10~H30.9実績 34,793人/年)</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>自家用車を持たない、または利用できない高齢者や障がい者等の交通弱者の通院や買い物等における利便性が確保され、外出機会の促進が図られる。その上で、商店街などと連携することにより、地域の活性化に繋げることができる。</p> <p>また、幹線交通とフィーダー交通の連携を強化することにより、公共交通全体における利用拡大も図られる。</p>

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・商店街と連携し、コミュニティバス回数券購入者に商店街のポイントカードのポイントを付与するサービスを実施する。(岩内町、運行事業者、商店街)

(岩内町地域公共交通網形成計画 P 1 3 2 参照)

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別紙表 1 のとおり。

#### ■岩内町コミュニティバスの事業概要

- ①運行エリア 岩内町内
- ②運行ルート 別添「いわない循環バスノッタライン運行ルート図」参照
- ③運行日 月曜日から日曜日(祝日を含む)  
ただし、1月1日は運休とする。  
(日曜日及び12月31日、1月2日、1月3日は別ダイヤ)
- ④時刻表 別添「いわない循環バスノッタライン時刻表」参照
- ⑤運賃

〈種別〉	〈料金〉	〈備考〉
大人	150円	
小学生以下	無料	手帳の提示が必要
障害者(身体・知的・精神)及び介助者1名		

- ⑥運行事業者 ニセコバス株式会社

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費から国庫補助金及び運行収入を差し引いた差額分を岩内町で負担する。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

ニセコバス株式会社

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし。

<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>別紙表5のとおり</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>岩内町コミュニティバス路線を運行するバス車両については、使用開始後20年以上が経過し、老朽化が進んでいたことから、走行中の故障が発生しやすい状況であった。また、車両の乗降口が高く、バリアフリー対応車両と比べると利便性の低い設計になっていた。整備費用の削減を図るとともに、利用者の安全な輸送を確保し、高齢者や障がい者等の交通弱者の外出機会をさらに創出するため、平成30年6月にノンステップバス車両を1台購入した。</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>◆コミュニティバスの年間利用者数  〔目標〕 40,000人／年 (H29.10～H30.9実績 34,793人／年)</p>

## (2) 事業の効果

当該バス路線にバリアフリー対応車両を導入することにより、整備費用の削減が図られるだけでなく高齢者や障がい者に対する利便性も確保されるため、より利用者の満足度の高い事業を実施することができる。また、利用環境が改善されることにより、利用者の増加が期待され、バス事業の維持・活性化が図られる。

### 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

別紙表8のとおり。  
なお、車両購入費から国庫補助金を差し引いた差額は岩内町が負担する。

### 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

#### ①車両の代替による費用削減等の内容

- ・ 燃費向上  
燃費の良い代替車両に変更することで、燃料費用が削減される。
- ・ 修繕費削減  
耐用年数が20年以上経過している車両の整備修繕費用は、今後増額することが見込まれていたが、代替車両にすることにより、その経費が削減される。
- ・ 車両整備の効率化による人件費削減  
耐用年数が20年以上経過している車両は、細かな故障も発生しやすい状況であったが、代替車両にすることにより、日々の車両整備が効率化され、整備士の人件費が削減される。

#### ②代替車両を活用した利用促進策

- ・ 利用者のニーズに合わせた運行ダイヤ等の見直し
- ・ ノンステップバスの車内を活用した各種情報提供
- ・ ノンステップバスの利用方法の広報周知

## 17. 協議会の開催状況と主な議論

- (1) 平成30年1月15日(月)  
第15回岩内町地域公共交通活性化協議会  
主な内容 ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(案)について
- (2) 平成30年6月27日(水)  
第16回岩内町地域公共交通活性化協議会  
主な内容  
・平成31年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
- (3) 平成30年9月20日(木)  
第17回岩内町地域公共交通活性化協議会  
主な内容  
・いわない循環バス「ノッタライン」のルート変更(案)について  
・平成31年度岩内町地域内フィーダー系統確保維持計画変更(案)について
- (4) 平成31年1月17日(木)  
第18回岩内町地域公共交通活性化協議会  
主な内容 ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(案)について

## 18. 利用者等の意見の反映状況

地域住民又は利用者の代表である当協議会委員からの意見を反映。  
また、コミュニティバス利用者からは、目安箱(利用者アンケート)をコミュニティバス車内やバスターミナルに設置、岩内町ホームページからも意見を聴取している。その結果、コミュニティバスの運行ルートとなっていない一部地域も運行してほしいという声などがあがっていることから、新たな交通体系のあり方について検討をしている。

## 19. 協議会メンバーの構成員

別添「岩内町地域公共交通活性化協議会委員名簿」のとおり

### 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 岩内郡岩内町字高台134番地1

(所 属) 岩内町 企画経済部企画産業課

(氏 名) 川村 小夏

(電 話) 0135-67-7096

(e-mail) kikaku@town.iwanai.lg.jp